

畜舎特例法が施行されました

令和4年4月1日から新しい法律「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（「畜舎特例法」）が施行されました。都道府県に畜舎建築利用計画の申請を行い、認定を受ければ、建築基準法の適用を受けず、畜舎特例法の基準等により畜舎を建てることができます。

畜舎特例法は、畜舎の利用に関する利用基準と構造等に関する技術基準との組み合わせにより畜舎の安全性が確保されます。



対象となる畜舎

- ・ 畜舎※1（搾乳施設を含む）又は堆肥舎※2
- ・ 市街化区域外・用途地域外の地域に建築
- ・ 高さ16m以下の平屋で居住のための居室を有さないもの
- ・ 建築士が設計したもの
- ・ 新築、増築、改築及び構造に変更を及ぼす行為を行う際に申請可能



※認定を受けた畜舎・堆肥舎は用途を変更（飼料保管庫など）することはできない

※1 ①ペットの飼育施設、②競走馬・乗用馬の厩舎及び堆肥舎、③農業用機械や飼料・敷料の保管庫は、畜舎特例法の対象外です。

※2 家畜排せつ物の処理又は保管のためのものが対象となります。家畜排せつ物以外の物を処理等するものは畜舎特例法の対象外です。

畜舎特例法のメリット

○建築確認が不要になります

○構造等に関する技術基準が緩和されます

利用基準を遵守することにより、構造等に関する技術基準の一部が建築基準法より緩和されます。これにより、建築基準法で建てる畜舎に比べてコストを抑えることができます。

○一棟あたりの床面積3,000m²以下は技術基準の審査等が不要になります

床面積が3,000m²以下の畜舎・堆肥舎は、敷地、構造、設備に関する技術基準についての審査が不要となります。

○木造の畜舎の間を渡り廊下でつなぐことで3,000m²を超えられるようになります

木造の畜舎を渡り廊下で隔て、隔てられた畜舎の床面積をそれぞれ3,000m²以下とし、その畜舎同士の間に畜舎の高さ分の距離を確保し、一定の利用基準※3を遵守することで、合計3,000m²を超えることが可能となります。※4

○工事完了時は届出で済みます

工事完了時は完了検査は不要で、届出のみで済みます。



※3 定期的な消火訓練、火を使用する設備等の周辺や渡り廊下に可燃物を存置しないことについて記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

※4 ただし、渡り廊下でつなぐことで3,000m²を超える場合には技術基準の審査は必要となります。

畜舎特例法の基準

畜舎の構造、防火等に関する**技術基準**と、
畜舎の利用方法に関する**利用基準**の両方を守る必要があります。

A 構造畜舎等

技術基準

中規模の地震動（震度5強程度）に
対して、損傷が生じないような構造等の
基準

利用基準

○ A・B 構造畜舎等共通

- ・夜間（夜10時から朝4時）に畜舎
内で睡眠しない
- ・避難経路の確保
- ・A又はB構造畜舎等であることの表示

○ B 構造畜舎等のみ

- ・下記表の滞在者数・時間以下にする
- ・定期的な避難訓練に関する記録保存

B 構造畜舎等



技術基準

中規模の地震動に対して、損傷が生ず
る可能性があるが、倒壊しないような構
造等の基準

面積	延べ滞在時間	最大滞在者数
0m ² ～1,000m ²	8時間・人	4人
1,000m ² 超～2,000m ²	16時間・人	8人
2,000m ² 超～3,000m ²	24時間・人	12人
3,000m ² 超～	32時間・人	16人

畜舎特例法による具体的な手続例



畜舎建築利用計画の作成

【記載事項】

- ① 申請者の氏名
- ② 畜舎等の種類・所在地・規模・間取り
- ③ 設計者の氏名・建築士の資格
- ④ 畜舎等の敷地・構造・建築設備
(3,000m²以下は不要)
- ⑤ 利用の方法
- ⑥ 畜産業の内容
- ⑦ 工事の着手予定日・完了予定日
- ⑧ 関係法令の遵守状況 等



都道府県知事の認定

【認定基準】

- ① 敷地が市街化区域外・用途地域外
- ② 高さ16m以下、平屋、居住のための居室を有しない
- ③ 建築士が設計
- ④ 敷地、構造及び建築設備が技術基準に適合
(3,000m²以下は不要)
- ⑤ 利用の方法が利用基準に適合
- ⑥ 関係法令を遵守しているか 等



認定の通知



工事着工

工事完了の届出



民間機関による技術基準事前審査

都道府県によっては、④畜舎等の敷地・構造・建築設備
(3,000m²を超えるもののみ)に関する審査を事前に民間機関で
行う仕組みを導入。この仕組みを利用した場合、④について都道
府県での審査を省略可能。

申請は農林水産省共通申請サービス(eMAFF)
を通じてオンラインで受け付けます。

